

有限会社ケア・サービス虹 居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社ケア・サービス虹が開設する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮した援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有限会社ケア・サービス虹
- 二 所在地 船橋市高根台6丁目47番4号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たることができる。

二 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、その他関連職員等に対する技術指導、居宅サービス計画の作成等を行う。

三 事務職員 1名（常勤）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容等は、次のとおりとする。

- ① 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の

指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由につき説明を行い、理解を得なければならない。

- ② 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ③ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。

- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

1. 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

2. 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

- ⑦ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

1. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

2. 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 2 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスであるときは、その利用料は徴収しない。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 介護支援専門員等は、居宅サービス提供中などで、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医などに連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（高齢者虐待防止の推進）

第9条 高齢者虐待の防止のための措置を実施する

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。

（身体的拘束等の適正化の推進）

第22条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととする。

2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

（感染症や災害への対応力強化）

第10条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。

1 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

2 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2か月以内とし、以降は 継続研修を 年 2回
- 二 事業所における年間の研修計画を作成し実施する。
- 三 介護支援専門員ごとの年間目標や研修ごとの目標計画を策定し実施する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ケア・サービス虹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

第1回改正： 平成13年 3月11日

第2回改正： 平成17年10月1日

第3回改正： 平成19年11月1日

第4回改正： 平成24年 4月 1日

第5回改正： 平成26年 1月 1日

第6回改正： 平成28年 3月 1日

第7回改正： 平成30年 4月 1日

第8回改正： 令和 2年 1月 1日

第9回改正： 令和 3年 4月 1日

第10回改正： 令和6年 4月 1日